

高槻市感染症予防計画(素案)概要

第1章 計画の概要

◆ 計画策定の背景

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症に備えるため、令和4年12月に感染症法が改正がされました。この改正により、国の基本指針、都道府県の感染症予防計画の記載事項を充実させるほか、**保健所設置市においても、新たに『感染症予防計画』の策定が義務付けられました。**

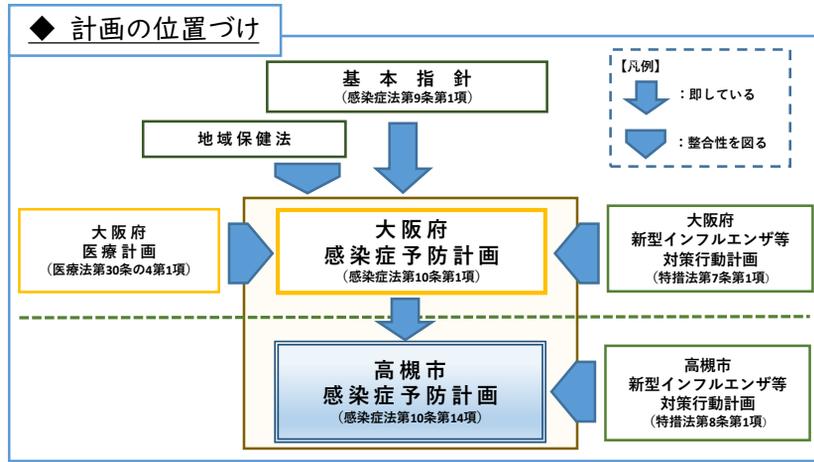
◆ 計画策定体制

- ・ 都道府県連携協議会での協議
- ・ 高槻市保健医療審議会への報告
- ・ パブリックコメントの実施

◆ 進行管理

- ・ 都道府県連携協議会において定期的に共有 (PDCAサイクルを活用)
- ・ 基本指針の改正時、府感染症予防計画及び市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定時等に、必要に応じて改定

◆ 計画の位置づけ



第2章 感染症対策の推進の基本的な考え方

- 1 事前対応型行政の構築
- 2 市民等一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策
- 3 人権の尊重
- 4 情報公開と個人情報の保護
- 5 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応
- 6 実施機関等の役割

第3章 各論

- 第1 地域の実情に即した感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- 第2 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項
- 第3 **病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項** ➡ (下記、数値目標設定)
- 第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第5 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項
- 第6 宿泊施設の確保に関する事項
- 第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者及び新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項
- 第8 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項
- 第9 **感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項** ➡ (下記、数値目標設定)
- 第10 **感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項** ➡ (下記、数値目標設定)
- 第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項
- 第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
- 第13 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
- 第14 特定感染症予防指針等に定められた疾患への対応

【数値目標】

第3	流行初期 期間	流行初期 期間経過後	第9	研修や訓練の 回数	第10	流行開始から 1か月間の人員確保数	IHEAT要員の 確保数
検査の 実施能力	540件/日	540件/日	感染症有事体制に 構成される職員	年1回以上	人員 確保数	104人	1人

※ 大阪健康安全基盤研究所(府及び大阪市による共同設置)。地方衛生研究所を有しない保健所設置市における試験検査にも対応。